

専決処分の承認について（平成31年度藤沢市一般会計補正予算（第1号））

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2019年（令和元年）5月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年度藤沢市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分する。

2019年（平成31年）4月4日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

平成31年度藤沢市一般会計補正予算（第1号）

平成31年度藤沢市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226,336千円を追加し、歳入歳出それぞれ149,248,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		22,538,305	226,336	22,764,641
	2 国庫補助金	2,359,703	226,336	2,586,039
歳入合計		149,022,000	226,336	149,248,336

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		63,753,496	226,336	63,979,832
	1 社会福祉費	26,188,879	226,336	26,415,215
歳出	合計	149,022,000	226,336	149,248,336

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額
15 国庫支出金	22,538,305	226,336
歳 入 合 計	149,022,000	226,336

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 特
				国庫支出金
4 民生費	63,753,496	226,336	63,979,832	226,336
歳 出 合 計	149,022,000	226,336	149,248,336	226,336

事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
22,764,641
149,248,336

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源					一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	22,538,305	226,336	22,764,641
2 国庫補助金	2,359,703	226,336	2,586,039
3 民生費国庫補助金	879,596	226,336	1,105,932
歳 入 合 計	149,022,000	226,336	149,248,336

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
5 プレミアム付商品券事業費補助金	226,336	01 プレミアム付商品券事務費補助金 226,336

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
4 民生費	63,753,496	226,336	63,979,832	226,336		
1 社会福祉費	26,188,879	226,336	26,415,215	226,336		
5 プレミアム付 商品券事業費	0	226,336	226,336	226,336		
歳 出 合 計	149,022,000	226,336	149,248,336	226,336		

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	7 賃金	6,660	01 プレミアム付商品券発行費 226,336
	9 旅費	30	01 プレミアム付商品券発行事務費 226,336
	11 需用費	700	
	12 役務費	31,469	
	13 委託料	185,477	
	14 使用料及び 賃借料	2,000	

参 考

地方自治法 抜粋

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。